

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年9月30日

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金の申請受付を開始します

埼玉県では、令和7年10月1日（水）から「埼玉県特別高圧受電事業者等支援金」の申請受付を開始します。高騰している特別高圧電力価格の影響を軽減するため、緊急的措置として県内で特別高圧電力を使用している中小企業等に対して、令和7年7月から9月までの3か月分の支援を行うものです。

● 制度概要

1 交付対象

県内の事業所で特別高圧電力を使用している中小企業者等

2 支援金の交付額

(1) 特別高圧電力を受電して使用している場合は使用量に応じて交付

電気使用月	単価
7月	1.0円/kWh
8月	1.2円/kWh
9月	1.0円/kWh

(2) 特別高圧電力を使用している商業施設等に入居している場合は床面積に応じて交付

入居種別	単価			※3か月分 合計
	7月	8月	9月	
オフィス	18円/㎡	22円/㎡	18円/㎡	58円/㎡
店舗等	27円/㎡	32円/㎡	27円/㎡	86円/㎡

※1 床面積は施設所有者などと締結した賃貸借契約等に記載された賃借面積

※2 令和7年7月1日～令和7年9月30日の間に入退居があった場合は期間に応じて算定します。

3 申請期間及び手続

(1) 申請受付期間

令和7年10月1日(水)～令和7年12月25日(木)

(2) 申請手続

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金 WEB 申請フォームによる電子申請
電子申請システムは10月1日(水)午前9時から稼働します。

(3) その他

特別高圧電力を一括受電している工業団地に入居している中小企業者等については、事業協同組合を通じて申請を受け付けます。

4 問い合わせ先

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金コールセンター

電話 0120-917-229

(受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く))

5 その他

電子申請や交付要件等詳細については、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>